

(資料1-4) 仕様書

うみかぜ公園 海辺つり公園

公園管理業務仕様書

横須賀市みなと振興部港湾管理課

港湾緑地（横須賀市立うみかぜ公園、横須賀市立海辺つり公園）の指定管理者が行う業務の内容及びその範囲等は、この仕様書による。

1 趣旨

本仕様書は、横須賀市立うみかぜ公園及び横須賀市立海辺つり公園の指定管理者が行う業務内容及び履行方法について定めることを目的とする。

2 港湾緑地の管理に関する基本的な考え方

港湾緑地を管理するにあたり、港湾緑地条例（平成4年横須賀市条例第28号。以下「条例」という。）、港湾緑地条例施行規則（平成4年横須賀市規則第22号。以下「規則」という。）及び次に掲げる項目に沿って行うこと。

- ① 海に親しむ憩いの場の提供
- ② 余暇の活用と健康の増進
- ③ 本市交流人口の増加
- ④ 港湾のアピール
- ⑤ 開放感や明るさ、安全、安心等の確保

3 施設の概要

（1）横須賀市立うみかぜ公園

- ・場 所 横須賀市平成町3丁目23番地
- ・開設年月日 平成8年12月1日
- ・面 積 52,506㎡
- ・施 設 芝生広場、親水護岸、スポーツ広場、円形花壇、駐車場、コンビネーション遊具、管理事務所等別添平面図内の施設

（2）横須賀市立海辺つり公園

- ・場 所 横須賀市平成町3丁目1番地
- ・開設年月日 平成4年4月1日
- ・面 積 23,148㎡
- ・施 設 海釣り広場（ボードウォーク約500m）、入口広場、駐車場、管理事務所等別添平面図内の施設

4 管理期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

5 施設の供用日及び供用時間

(1) 施設

港湾緑地名	供用日	供用時間
横須賀市立 うみかぜ公園	通 年	終日
横須賀市立 海辺つり公園		午前5時から午後10時まで（ただし、駐車場については、終日）

(2) 管理事務所

- ・ 営業日 12月29日から1月3日までを除く毎日
- ・ 営業時間 午前8時30分から午後5時30分まで

6 業務内容

(1) 各港湾緑地共通

港湾緑地管理に係る主な業務内容は、別表1「港湾緑地管理に係る主な業務内容」を参照

ア 港湾緑地行為許可業務

(ア) 次に該当する申請があった場合は、これを許可してはならない。

- ・ 施設を毀損するおそれのある行為
- ・ 公序良俗に反する行為
- ・ その他港湾緑地の設置目的にそぐわない行為

(イ) 次に該当する申請があった場合は、市の指示を受けること。

- ・ 占用を伴うもの
- ・ 申請内容について疑義のあるもの

(ウ) 横須賀市行政手続条例の規定による行為許可の標準処理期間を、3日とする。ただし、12月29日から翌年1月3日までの期間は、算入しない。

(エ) 港湾緑地行為許可申請書及び許可書の様式は、市との協議により定める指定管理者所定の様式とする。

(オ) 行為に係る使用料の減免の取扱いは、規則第6条及び市の指示による。

【参考】行為に係る使用料 条例別表第3（第13条第2項関係）

行為の種類	単位	使用料
業として行う写真撮影その他これに類するもの	1日につき	円 20,950
業として行うテレビジョン又は映画の撮影その他これらに類するもの	1日につき	41,900
競技会、展示会その他これらに類するもの	1平方メートル 1日につき	10
物品の販売その他これに類するもの	1平方メートル 1日につき	400

備考 使用料の額を算定する基礎となる面積に1平方メートル未満の端数がある場合はこれを切り上げ、その面積が1平方メートルに満たないものは1平方メートルとして計算する。

イ 駐車場管理及び使用許可業務

(ア) 収納可能台数

- ・うみかぜ公園 184台（大型車（車体の高さ2.7メートル以上）2台を含む。）
- ・海辺つり公園 95台

(イ) 駐車場使用料 条例別表第2（第10条第2項関係）

種別	区分		使用料
車体の高さが2.7メートル未満の自動車	午前7時から 午後10時まで	1回1時間まで	320円
		1回1時間を超えた場合は、310円に1時間を超えた時間30分までごとに160円加算する。ただし、640円を超えるときは、640円を限度とする。	
	上記以外の時間	1時間までごとに	100円
上記以外の自動車（うみかぜ公園のみ）	午前7時から 午後10時まで	1回ごとに	2,100円
	上記以外の時間	1回ごとに	1,050円

(ウ) 利用料金の収受等

- ・ 条例第10条の規定による駐車場使用に係る料金（以下、「利用料金」という。）の収入、免除及び還付を行うこと。
- ・ 利用料金の額については、条例第4条第4項の規定により、条例第10条第2項に規定する使用料の額とする。なお、条例に規定する使用料の額については、消費税率の変更等により改定する場合がある。
- ・ 利用者から領収証を求められた場合は、領収証用紙を管理棟に常備し、発行すること。

(エ) 駐車場機器の維持管理

- ・ 駐車場機器（駐車場管制装置機械警備装置及びその付帯物）については、市が当該機器の管理及び保守業務）を委託している。
- ・ 駐車場設備に異常、破損等が生じた場合は、直ちに駐車場機器管理業者に修繕を依頼すること。

(オ) その他

業務の遂行においては、事件や事故等の不測の事態に備え、保険に加入するなど措置を講じること。

ウ 施設利用者の保安及び監視

(ア) 利用の制限

港湾緑地の利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、港湾緑地の利用を拒むことができる。

- ① 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- ② 港湾緑地の施設又は附属施設をき損するおそれがあると認められるとき。
- ③ 管理上支障があると認められるとき。
- ④ その他適当でないと認めるとき。

(イ) 行為の禁止

港湾緑地においては、条例第12条に基づき次に掲げる行為をしてはならない。ただし、③から⑤までに掲げる行為について指定管理者が許可したときは、この限りでない。

- ① さおづり又は手づり以外の方法で水産動植物を採取すること。
- ② 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれのある行為をすること。

③ 業として行う写真、テレビジョン又は映画の撮影その他これらに類する行為

④ 競技会、展示会その他これらに類する催しのために港湾緑地の全部又は一部を独占して使用すること。

⑤ 物品の販売その他これらに類する行為

⑥ その他港湾緑地の管理上支障があると認められる行為

なお、条例第12条第6号に定めるその他港湾緑地の管理上支障があると認められる行為を例示すると、次に掲げる行為が挙げられる。

- ・施設を損傷し、又は汚損すること。
- ・許可を受けた以外のはり紙、はり札その他の広告物を表示すること。
- ・その他係員の指示又は公園に掲示する注意事項若しくは指示事項を遵守しないこと。

(ウ) 利用者の遵守事項

港湾緑地の利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

① 立入禁止区域に立ち入らないこと。

② 所定の場所以外に自転車等を乗り入れないこと。

③ 植物を採取し、又は損傷しないこと。

④ 所定の場所以外において火気を使用しないこと。

⑤ 所定の場所以外においてごみその他の汚物を捨てる行為をしないこと。

⑥ 飼い犬を入場させるときは、その犬を綱、鎖等につなぎ、確実に保持すること。

(エ) 事故防止

① 利用者が安全に施設を利用できるように定期的に巡回を行い、事故防止に努めること。

② 混雑時には、可能な限り巡回の回数を増やすこと。

③ 身体に危害が及ぶ危険な行為及び立入禁止区域への立入りには、厳重な注意を与えること。

④ 年少者の行動には特に注意し、保護者にも適切な助言や注意を与えること。

⑤ 手すり、はしご、浮輪等の安全設備の破損、腐食等に注意すること。

⑥ 普通救命講習等を受講し、適正な心肺蘇生法やAEDの使用方法の習

得に努めること。

- ⑦ 利用者の安全や事故防止に係る事項は、適切な掲示や放送等により利用者に十分周知すること。また、年少者をはじめとする様々な利用者に対して、正確な情報の周知に配慮すること。
- ⑧ 荒天、高潮、津波のおそれがある場合は、本市の承認を得て休園又は入園中止の措置を取り、事故の防止に努めること。ただし、天候の急変等により本市の承認を得ることができないときは、指定管理者の判断で措置を取ることができる。この場合においては、公園入口にその旨を掲示し、広報を十分に行い、できる限り利用者等に情報を提供し、理解を得るよう努めること。
- ⑨ 業務上における利用者等への損害賠償に備え、施設賠償責任保険に必ず加入すること。その際、施設所有者である横須賀市も補償の対象（被保険者）となる契約内容とすること。なお、契約内容は以下についても補償されるものとする。

(Ⅰ) 施設の設置・管理瑕疵に起因する損害に対する損害賠償

(Ⅱ) 支払限度額は次の金額以上

対人賠償 1名につき50,000千円、1事故につき100,000千円

対物賠償 1事故につき10,000千円

エ 施設の維持及び補修

- (ア) 施設の設置目的を最も効果的に達成するため、常に良好な状態を維持すること。
- (イ) 樹木の植栽や剪定等においては、防犯上の観点から、遮蔽された空間が生じることのないよう心掛けること。
- (ウ) 施設本来の用途及び目的を妨げない範囲で、修繕を行うこと。その修繕料が1件につき50万円以下の場合においては、本市との協議を要せずに指定管理者の負担で修繕を行い、その後、本市に報告を行うこととする。

オ 施設の清掃

- (ア) 施設の利用者に対し、快適な憩いの場を提供するため、公園内を清掃し清潔保持に努めること。
- (イ) 利用者に対しゴミの持ち帰りを啓発すること。

カ 施設の使用、運転及び保守点検

- (ア) 施設の設置目的を最も効果的に達成するため、常に良好な状態を維持するよう使用、運転及び保守点検に努めること。
- (イ) 主な保守点検業務は、別表 1 「港湾緑地管理に係る主な業務内容」参照

キ 備品の管理及び点検

- (ア) 備品については、常に善良な管理者の注意をもって管理及び点検に努めること。
- (イ) 貸与できる備品は、別表 2 「港湾緑地指定管理者貸付備品表」参照

ク 自動販売機管理

- (ア) 園内巡回時に自動販売機の異常を発見した場合又はその通報があった場合には、速やかに自動販売機業者に連絡し処置をさせること。
- (イ) 自動販売機に関する利用者からの苦情等については、自動販売機業者に取り次ぐこと。

ケ 横須賀市及び関係官庁との連絡調整

- 次に掲げる事項については、文書をもって処理するものとする。
- (ア) 事件、事故、災害等の報告
- (イ) 市及び指定管理者間の連絡及び報告等で、文書で処理することが適当と思われるもの
- (ウ) 事前に市の承認又は指示を得る必要のある事項

コ 省エネルギーに対する取組み

- (ア) 「エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）」の改正（平成22年4月施行）に基づき、施設におけるエネルギー使用量について測定・記録し、市へ報告すること（年1回）。
- (イ) 施設内に張り紙をするなど、施設利用者に対して、できる限り電気等の利用を削減することなどの周知及び啓発に努めるとともに、指定管理者自らの事務を行う上で、電力等の使用量を削減するための必要な措置をできる限り講じるよう努めること。

サ みどり（樹木等）に関する配慮・報告

(ア) ガイドラインの運用について

樹木等のみどりを良好な状態に保つため、本市が策定した「公共施設の緑化及びみどりの育成に配慮した維持管理ガイドライン」に基づいて、樹木等の適切な育成管理に努めること。

【参照】横須賀市ホームページ > くらし・環境 > 身近な自然・環境 > 環境施策 > 公共施設の緑化及びみどりの育成に配慮した維持管理ガイドライン

(イ) ガイドラインに基づく報告について

同ガイドライン「配慮指針編」に規定された市への報告を適切に行うとともに、市からアドバイス及び調整事項があった場合は、可能な限り、その趣旨に沿った対応をとること。

(2) うみかぜ公園

ア 施設利用者の保安及び監視

条例第11条第4号に定めるその他指定管理者が適当でないと認める事項を例示すると、以下のものが挙げられる。

(ア) 犬を連れての入園は認めるが、犬を園内で放すこと、糞の不始末、水の丘の噴水内への立入り等は認めない。

(イ) 親水護岸への立入りは認めるが、釣りについては原則認めない。

(ウ) バーベキューを許可する場所以外での火気の使用については認めない。

(エ) スポーツ広場は自由使用とするが、特定の団体が排他的に使用する場合は、港湾緑地行為許可書が交付されていない限り認めない。

イ 施設利用者への啓発

園内にゴミ箱は設置していないため、ゴミを持ち帰るよう啓発すること。

ウ 遵守事項

規則第7条第1号で定める立入禁止区域は、公園内における次に掲げる区域とする。

(ア) 護岸フェンスの海側

(イ) 高圧受電設備

エ 施設の使用、運転及び保守点検

- (ア) 園内照明の点灯時間は、日没時刻及び来園者状況を考慮し、適切に調整すること。ただし、市の指示により臨時に点灯時間を変更する場合を除く。
- (イ) 放送設備を適宜使用し、利用者に周知を図ること。
- (ウ) 噴水施設の稼働は、指定管理者が作成する噴水計画に基づいて行うとともに、来園者の動向等を鑑みて稼働の回数や稼働時間を調整する等、サービスの低下にならないよう配慮すること。

オ 第三海堡構造物管理

当該構造物は神奈川県指定重要文化財であり、出入口の適切な管理や、見学等に支障のないよう柵内の清潔保持等に努めること。また、今後、一般開放を前提とした管理について市から協議がされた場合、これを受けること。

カ 本市活性化のための取組への協力

うみかぜ公園では、民間企業と連携して集客イベントを実施するなど本市活性化のための取組を進めており、今後も更なる事業展開が見込まれ、とりわけ芝生広場については、エンターテイメント施設の誘致が検討されるなど、状況によっては管理業務に変更が生じることもあるため、その際には市からの協議に応じること。また、当該活性化事業に対しても、港湾緑地の施設管理者としてこれに協力すること。

キ アーバンスポーツによる地域活性化への取組

スケートボード場やオフロード自転車コースなどを設置するスポーツ広場を活用して、アーバンスポーツによる地域活性化を図る取組を積極的に行うこと。

(3) 海辺つり公園

ア 施設利用者の保安及び監視

巡回時は、釣り針や仕掛け等が放置されていないか注意すること。

イ 施設利用者への啓発

ゴミは持ち帰るか、園内のゴミ箱に捨てるよう来園者に対し啓発す

ること。特に釣り糸や仕掛けなどのゴミは危険なので徹底させること。

ウ 遵守事項

規則第7条第1号で定める立入禁止区域は、公園内における次に掲げる区域とする。

- (ア) 釣り用フェンスの海側
- (イ) 噴水池
- (ウ) 受水槽
- (エ) 高圧受電設備

エ 事故防止

浮環等の救助設備については、常に点検、整備及び補充に努めること。

オ 委託施設の使用、運転及び保守点検

- (ア) 公園入口は午前5時に開門し、午後10時に園内に来園者が全て退出したのを確認した上で閉門施錠すること。
- (イ) 園内照明の点灯時間は、日没時刻及び来園者状況を考慮し、適切に調整すること。ただし、市の指示により臨時に点灯時間を変更する場合を除く。
- (ウ) 放送設備を適宜使用し、利用者に周知を図ること。

7 事業報告及び業務の調査等

(1) 事業報告書の提出期限

「指定管理者事業報告書」の提出期限は、協定で定める。

(2) 事業報告の内容

- ① 当該年度の管理業務の実施及び利用の状況に関する書類（事業の実施状況、使用許可等の状況等、利用者からの要望及びそれに基づいた改善結果）
- ② 当該年度の使用料の収入実績に関する書類
- ③ 当該年度の管理経費の収支状況（収支決算書）
- ④ 当該年度の指定管理者の経営状況を説明する書類（収支（損益）計算書、貸借対照表等）
- ⑤ その他施設の管理の実態を把握するため市長が必要と認める書類

(3) 管理業務の運営状況報告について

管理業務の運営状況について、市の指定した様式により作成し、翌月の15日までに市に報告すること。また、業務の日報についても市の指定した様式により作成すること。

(4) 実施予定表について

四半期ごとに自己評価を行い、管理業務の運営状況報告とともに市に提出すること。

(5) 事業報告書等の提出先

横須賀市みなと振興部港湾管理課

8 物品の帰属等

市の所有に属する物品の管理は「横須賀市物品会計規則」に基づいて行うため、指定管理者においても、同規則に定められた備品整理簿に準ずる帳簿を備えて、その保管に係る物品を適切に管理しなければならない。

9 災害等が発生した際の対応

災害等が発生し、市が施設をその対策のために使用することを決定した場合は、市の指示に従い、当該災害等の対策に関する業務に協力すること。

10 業務を実施するに当たっての注意事項

業務を実施するに当たっては、次の各項目に留意して円滑に実施すること。

- (1) 公の施設であることを常に念頭に置いて公平な運営を行うこととし、利用者によって異なるサービスの提供を行わないこと。
- (2) 指定管理者が施設の管理にかかる各種要領等を作成する場合は、市と協議を行うこと。
- (3) その他、この仕様書に規定するもののほか、指定管理者の業務の内容及び処理について疑義が生じた場合は、市と協議を行うこと。

別表 1 港湾緑地管理に係る主な業務内容

うみかぜ公園

項目	必要管理項目		頻度	主な実施者
許可	港湾緑地行為許可	公園の使用に関する許可	毎日	職員(委託不可)
	駐車場使用許可	駐車場の使用に関する許可	毎日	職員(委託不可)
警備	管理棟	勤務時間中	毎日	職員
		夜間機械警備	毎日	委託
	園内巡回	勤務時間中	日4回以上	職員
		夜間・繁忙時等	必要に応じ	委託
清掃	園内日常清掃	園内・ごみ処理	年間概ね300回	委託
	管理棟清掃	日常清掃	毎日	職員
		ガラス・床清掃	年4回以上	委託
保守点検	電気設備関係	自家用電気工作物定期法令点検 (軽微な清掃含む)	月1回	委託
		自家用電気工作物定期法令点検 (清掃含む)	年1回	委託
	給水・流水施設関係	流水機器保守点検	一式	委託
		流水施設水槽水抜き清掃	必要に応じ	委託
		流水施設池水抜き清掃	年4回以上	委託
		給水メーター及びブストレーナー点検	年8回以上	委託
	時計設備関係	時計塔保守点検	適宜	職員・委託
	トイレ設備関係	トイレ整備点検	適宜	職員・委託
	複合遊具	日常巡視	適宜	職員
		日常点検	1回/月	職員
		定期点検	1回/年	委託
植栽管理	剪定	基本剪定・軽剪定	適宜	職員・委託
	除草	人力・機械		
	施肥			
	地被手入れ			
	病虫害防除			
	芝手入れ	機械芝刈り		
	立木伐採			
	灌水			
	補植			
	花壇手入れ			
小破修繕	補修・修繕	1件50万円以下	随時	職員・委託
	部品交換	電球等	随時	職員・委託

別表 1 港湾緑地管理に係る主な業務内容

海辺つり公園

項目	必要管理項目		頻度	主な実施者
許可	港湾緑地行為許可	公園の使用に関する許可	毎日	職員(委託不可)
	駐車場使用許可	駐車場の使用に関する許可	毎日	職員(委託不可)
警備	管理棟	勤務時間中	毎日	職員
		夜間機械警備	毎日	委託
	日常門扉開閉	午前5時開門・午後10時閉門	毎日	委託
	物品等輸送		適宜	職員・委託
	園内巡回	勤務時間中	日4回以上	職員
夜間・繁忙時等		必要に応じ	委託	
清掃	園内日常清掃	園内・ごみ処理	年間概ね300回	委託
	管理棟清掃	日常清掃	毎日	職員
		ガラス・床清掃	年4回以上	委託
保守点検	電気設備関係	自家用電気工作物定期点検 (軽微な清掃含む)	月1回	委託
		自家用電気工作物定期点検 (清掃含む)	年1回	委託
	排水設備関係	ポンプ保守管理	年2回以上	委託
	複合遊具	日常巡視	適宜	職員
		日常点検	1回/月	職員
定期点検		1回/年	委託	
植栽管理	剪定	基本剪定・軽剪定ほか	適宜	委託
	除草	人力・機械		
	施肥			
	地被手入れ			
	病虫害防除			
	芝手入れ	機械芝刈り		
	立木伐採			
	灌水			
	補植			
花壇手入れ				
小破修繕	補修・修繕	1件50万円以下	随時	職員・委託
	部品交換	電球等	随時	職員・委託

別表2 港湾緑地指定管理者貸付備品表

うみかぜ公園

No.	種 類	数 量	備 考
1	事務机（片袖）	4	管理棟
2	鋼製書庫	1	管理棟
3	更衣ロッカー（3人分）	1	管理棟
4	冷蔵庫	1	管理棟
5	湯沸器	1	管理棟
6	物置	1	管理棟
7	一輪車	1	管理棟
8	ハンドマイク	1	管理棟
9	草刈機	1	管理棟
10	木製ハンマー	1	管理棟
11	工具箱	1	管理棟
12	コードリール	1	管理棟
13	スケジュールボード	1	管理棟
14	時計	1	管理棟
15	スチールラック	1	管理棟
16	双眼鏡	1	管理棟
17	流し台	1	管理棟
18	傘立て	1	管理棟
19	工具セット	1	管理棟
20	薬品箱	1	管理棟
21	スコップ	2	管理棟
22	刈り込み挟み	1	管理棟

別表2 港湾緑地指定管理者貸付備品表

海辺つり公園

No.	種 類	数 量	備 考
1	カウンター	2	管理棟
2	会議机	1	管理棟
3	食器戸だな	1	管理棟
4	白板（脚部なし）	1	管理棟
5	放送装置	1	管理棟
6	スピーカー（携帯）	1	管理棟
7	給湯器（シャワー用）	1	管理棟
8	双眼鏡	2	管理棟
9	流し台	1	管理棟
10	パイプ椅子	6	管理棟
11	白板（予定表）	1	管理棟
12	海岸用模型	1	管理棟
13	パーティション（ジャバラ）	1	管理棟
14	書庫用ロッカー	1	管理棟
15	更衣ロッカー（3人分）	2	管理棟
16	更衣ロッカー（個人用）	1	管理棟
17	整理棚	1	管理棟
18	作業台	1	管理棟
19	チリ取り	1	管理棟
20	傘立て	1	管理棟
21	消火器	3	管理棟
22	工具セット	1	管理棟
23	薬品箱	1	管理棟
24	倉庫内キャビネット	1	管理棟

公園の概要

公園名	うみかぜ公園
公園種別	港湾緑地（シンボル緑地）

● 公園データ

所在地	横須賀市平成町3丁目23番地
公園面積	52,506 m ²
開設年月日	平成8年12月1日
主な施設	<ul style="list-style-type: none"> 芝生広場 親水護岸 スポーツ広場 円形花壇 駐車場 管理事務所 コンビネーション遊具 トイレ棟（3棟） ほか
交通	京急県立大学駅 徒歩15分
連絡先	横須賀市役所 みなと振興部港湾管理課 TEL：046(822)8436

● 有料施設年間利用者数

有料駐車場	平成30年度	普通車	83,802台
	令和元年度	普通車	88,894台
	令和2年度	普通車	83,868台

● 現況写真



スポーツ広場



遊具広場



展望デッキ



うみかぜ公園駐車場

● 公園の特色

- ・猿島が目の前に迫り、旅客船や貨物船等が絶えず往来する眺望が楽しめる。
- ・バーベキューが楽しめる芝生広場や、四季の花が楽しめる円形花壇、水遊びのできる水の広場、スケートボードやマウンテンバイク、3×3バスケットなどが楽しめるスポーツ広場など、個性的な施設がそろそろ。
- ・広域避難地指定

● ボランティア活動

活動内容：スケートボードやBMXの愛好者による設備維持 など

● 公園利用者からの要望等

- ・公園利用者からの要望
 - 1 遊具など設備の更新
 - 2 スポーツ広場の安全対策 など

公園の概要

公園名	海辺つり公園
公園種別	港湾緑地（修景緑地）

● 公園データ

所在地	横須賀市平成町3丁目1番地
公園面積	23,148 m ²
開設年月日	平成4年4月1日
主な施設	<ul style="list-style-type: none"> ・海釣り広場（ボードウォーク 約500m） ・入口広場 ・駐車場 ・管理事務所 ・コンビネーション遊具 ・トイレ棟（1棟） ほか
交通	京急堀ノ内駅 徒歩8分
連絡先	横須賀市役所 みなと振興部港湾管理課 TEL：046(822)8436

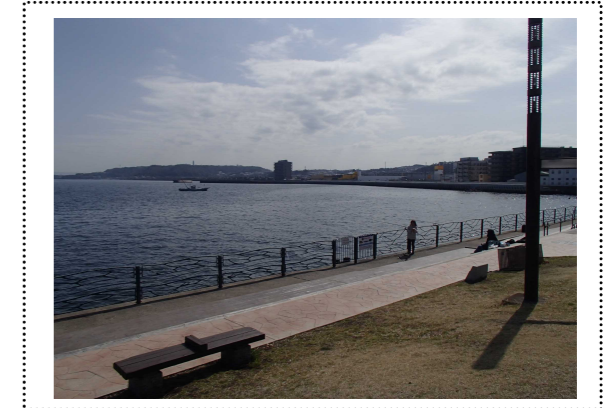
● 有料施設年間利用者数

有料駐車場	平成30年度	普通車	29,620台
	令和元年度	普通車	20,680台
	令和2年度	普通車	24,464台

● 現況写真



全 景



海釣り広場



入口広場



コンビネーション遊具

● 公園の特色

・500メートルにわたる釣り場に木製ベンチが連なるほか、安全対策のフェンスやはしご、浮き輪などを設置し、家族そろって海釣りが楽しめる。

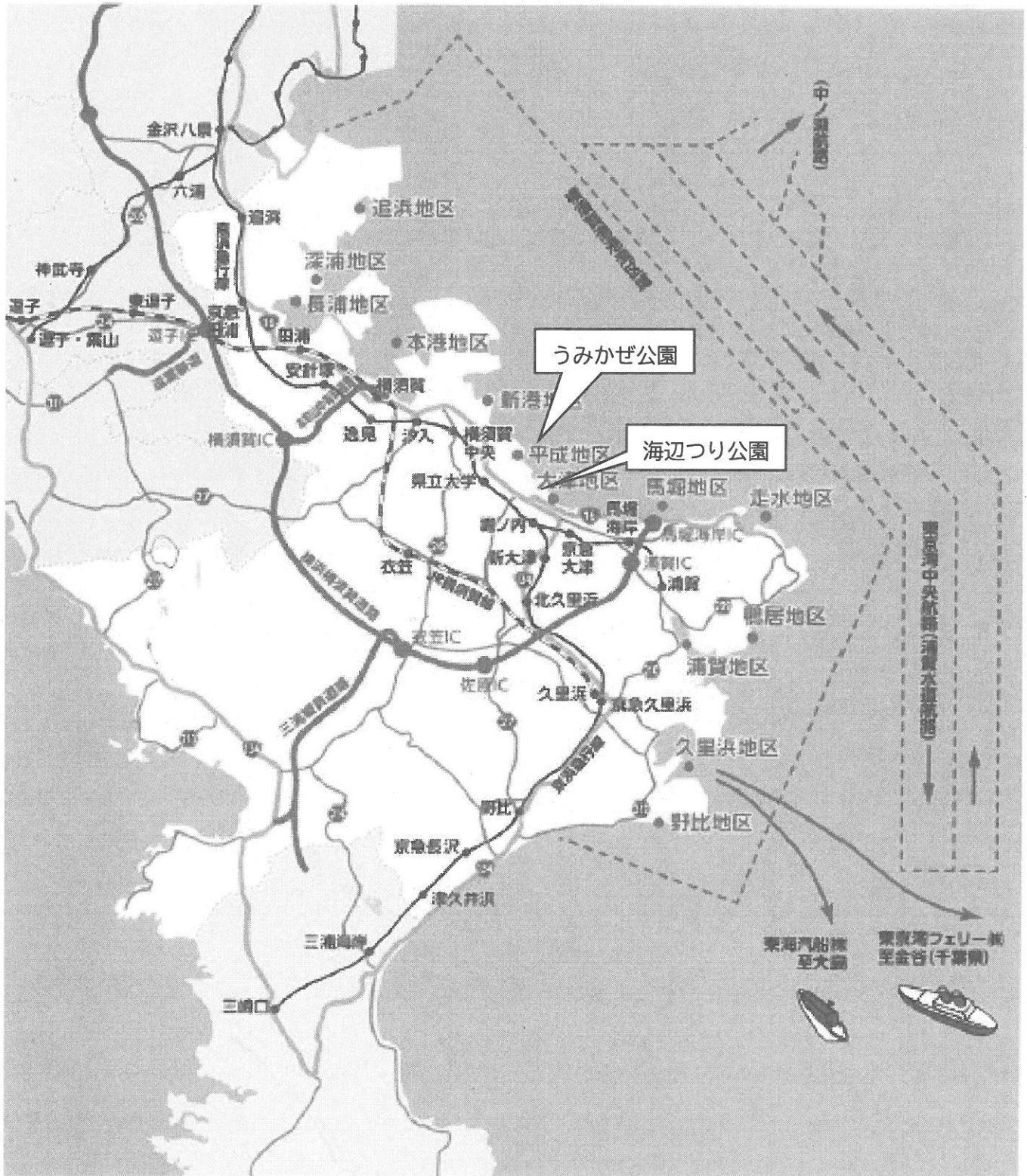
● 主な釣果

サバ、イワシ、アジ、タチウオ など

● 公園利用者からの要望等

- ・公園利用者からの要望
- 1 遊具など設備の増設
- 2 海釣り広場の安全対策（手すり柵の更新） など

うみかぜ公園・海辺つり公園位置図



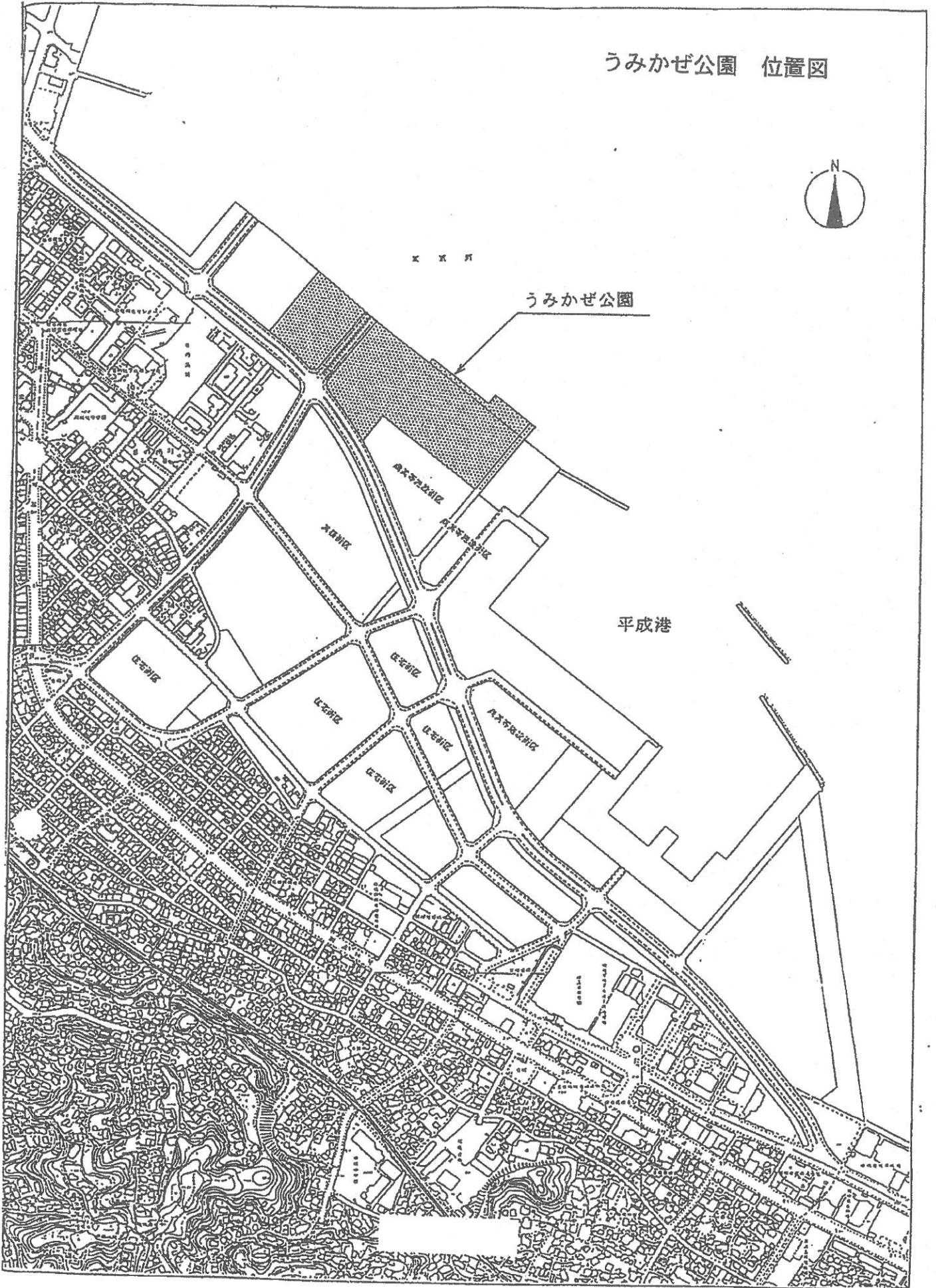
うみかぜ公園 位置図



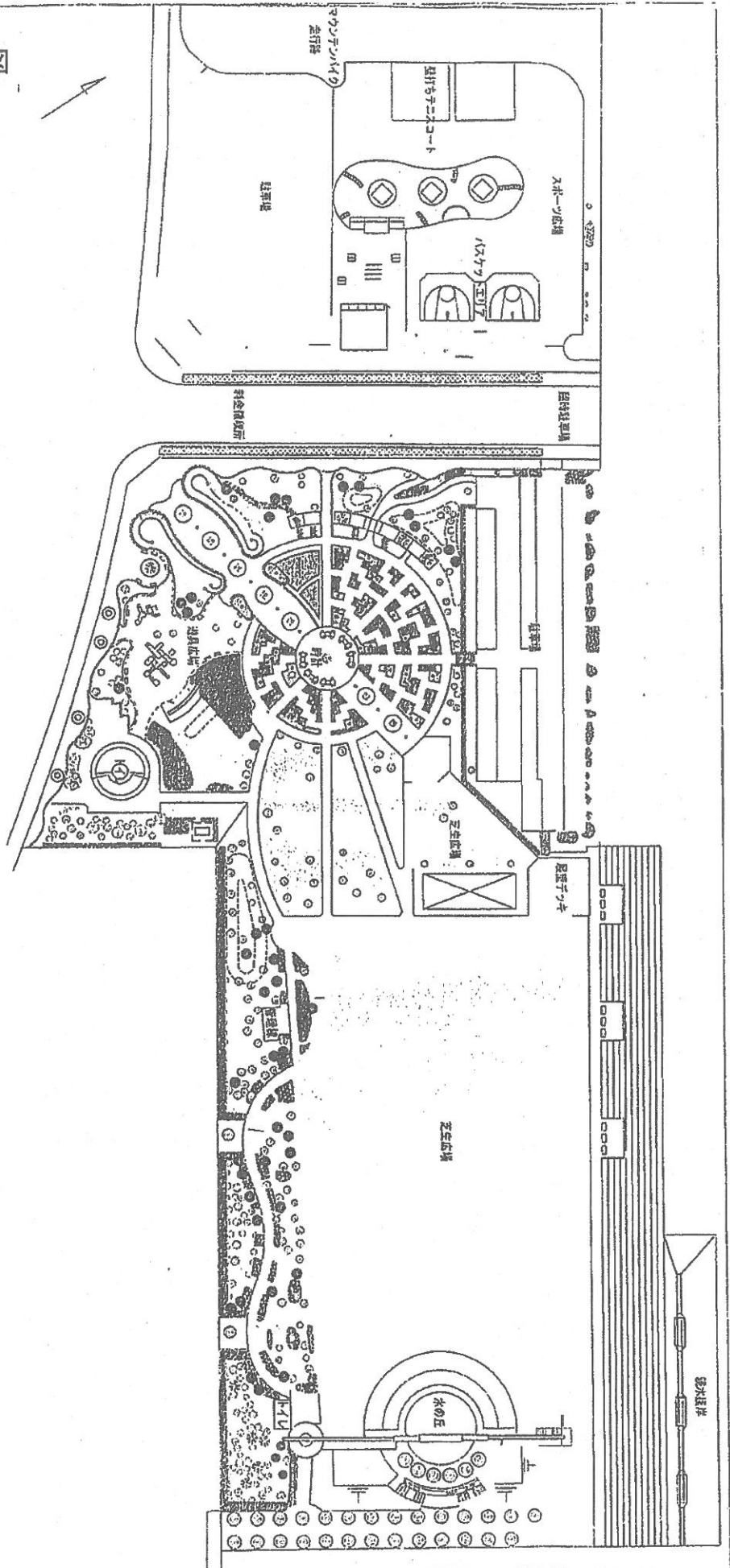
× × ×

うみかぜ公園

平成港



うみかぜ公園 平面図



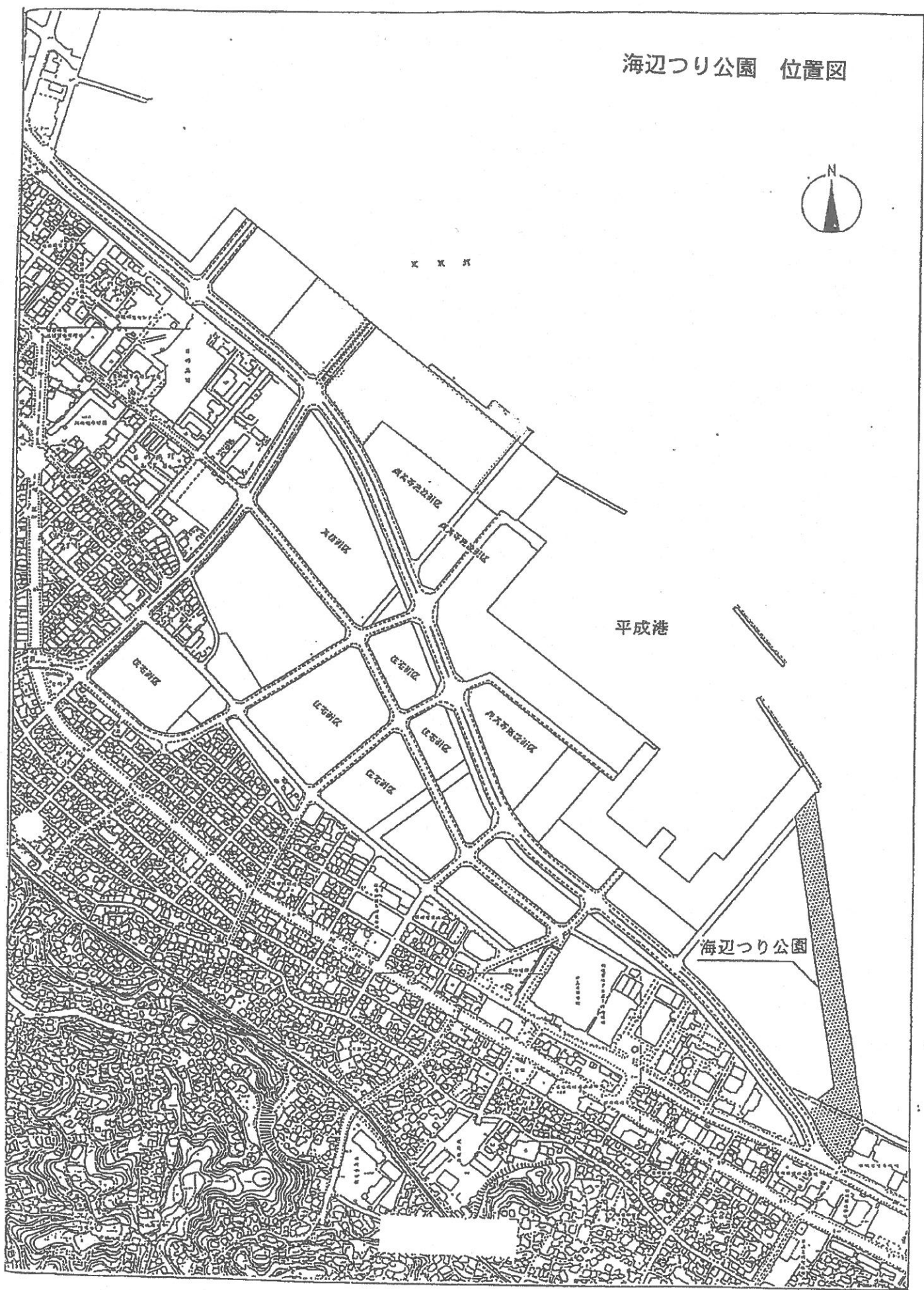
海辺つり公園 位置図



× × ×

平成港

海辺つり公園



海辺つり公園 平面図

